

平成26年度 京都府入札制度等検討委員会（第2回） 議事概要

開催日時及び場所	平成27年2月26日（木） 午後2時55分～4時56分 ザ・パレスサイドホテル 2階 グランデ・モデラート	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>くすのき</small> 楠 <small>しげき</small> 茂樹（上智大学法科大学院教授） 委員 <small>おきた</small> 沖田 <small>やすひこ</small> 康彦（京都府商工会連合会会長） 委員 <small>かわかつ</small> 川勝 <small>たけし</small> 健志（京都府立大学公共政策学部准教授） 委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾（ジャーナリスト(元京都新聞論説委員)） 委員 <small>やました</small> 山下 <small>のぶこ</small> 信子（弁護士）	
議 事 概 要	1 開会 [あいさつ (<small>きぬたに</small> 絹谷総務部入札課長)] 2 議事 (1) 平成26年度入札契約制度等の見直しについて (2) 平成26年度入札制度見直しの実施状況について (3) 「発注関係事務の運用に関する指針」について ◇ 今年度の入札契約制度の見直し状況や、平均落札率・平均入札参加者数等の入札状況等を報告し、委員から意見を聴取した。 ◇ 発注者共通の指針として国において取りまとめられた「発注関係事務の運用に関する指針」に対する府の状況について、委員から意見を聴取した。 ◇ 各委員から出された意見を踏まえ、入札制度の的確な運用に努めるとともに、今後とも継続して、入札制度の運用状況等について検証を行うこととした。	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり

別 紙

2 議事

(1) 平成26年度入札契約制度等の見直しについて

意見・質問	回 答 等
◇京都府における労務単価等の状況は、他の地域と比較してどうなっているのか。	◇近畿府県は概ね同じ傾向で、最近3年間で2割程度上昇している。被災3県等と比較すると低めの上昇率となっている。
◇労務単価等の引上げが、公共工事の担い手の育成・確保につながっているのか、今後、検証しながら取組を進めてもらいたい。	◇建設業の年間賃金が上昇したとの調査結果があり、建設業から他産業への離職者が、再び建設業に戻る傾向も見られるなど、建設業全体の環境改善につながっていると考えている。今後とも、注視していきたい。
◇親子会社等の同一入札参加制限に関連して、指名停止について、親子会社等にその効果を及ぼすことは考えているのか。	◇親子会社等はそれぞれ独立した法人ということもあり、現時点では、指名停止に関する制限までは考えていない。
◇インフレスライドに関して、現時点で、賃金や建設資材等の急激な上昇は見られるのか。	◇昨年、インフレスライドが初めて全国適用された際は、鋼材、燃油等が人件費と同時に上昇していたため、適用案件も多かったが、今回は鋼材等は上昇しておらず、適用案件は少ないと見込んでいる。
◇デフレの際も同様の取扱いをされるのか。	◇インフレスライドは減額時も適用され、過去にはオイルショック後の価格下落時に減額をした事例がある。
◇総合評価における災害協定締結の評価について、除雪等の実績との重複評価を行わないのは何故か。豪雪災害の場合と重複する場合があるのではないか。	◇それぞれの評価項目ごとに、適用対象とする工事を、「災害協定に基づく出動要請を行った被災箇所における災害復旧工事等」、「除雪業務に密接に関連する道路工事等」と定めており、基本的に重複しないことから使い分けることとしている。
◇今後も、公契約大綱を踏まえ、社会経済情勢に応じ、柔軟かつ迅速に取組の見直しを行うようお願いする。	

(2) 平成26年度入札制度見直しの実施状況について

意見・質問	回 答 等
◇府内企業への下請発注の徹底について、現状の府外発注発生率をどう見ているか。	◇上下水道に係る機械設備工事等、府外メーカー等の入札参加を認めている工事が15%程度あるが、その場合は、メーカー系の府外下請業者を使わざるを得ないことがある。こうした例外的な事例を除いて、府内企業への下請発注は徹底されていると考えている。
◇予定価格の事後公表について、予定価格超過は積算能力の問題に加え、コスト高でやむを得ない点もあるのではないか。	◇積算に用いる単価は公表されているので、コストについては、ある程度把握されていると考えるが、「入札金額でない」という意図かもしれない。
◇また、平均落札率、平均参加者数等、昨年度から事前公表と事後公表とで逆転しているのは何故か。	◇今年度から事後公表の対象を拡大したが、年度当初は、全国レベルの業者に発注する工事を事前公表としていたため、御指摘の数値に逆転が見られることとなった。今後は、こうした工事も含めて、事後公表に移行することとしている。
◇事後公表についての業界等の評価はどうか。	◇業界団体からは対象範囲の拡大を求められており、コンプライアンスの確保にも留意しながら検討していきたい。
◇測量等業務委託に係る最低制限価格について、落札率分布のピークが90%前後で変わっていないのは何故か。	◇最低制限価格設定後の件数がまだ少なく、また、年度末に向けて工期が厳しい時期のサンプルであり、一概には言えないが、90%前後が一定の目安になっているのではないかと考えている。
◇業者にとって、高値安定で余裕のある競争になっているのではないか。	◇最低制限価格は落札額の目安ではなく、極端に低い価格での落札を排除し、適切な履行を確保しようとするものであり、結果も概ね想定どおりとなっている。先行する鹿児島県でも同様の傾向であり、今後も、引き続き実施状況を注視したいと考えている。
◇暴力団排除について、民間の契約の中	◇京都府では、標準の下請契約約款に府の

<p>には、ペナルティが履行困難なほど厳しいものが見受けられる。こうしたものは、かえって暴力団排除を空洞化する恐れがあると思うが、府の下請契約はどのようになっているか。</p> <p>◇入札契約制度の見直しに当たっては、実際の入札データに基づく検証・説明が重要であり、入札状況等について、引き続き検証をお願いする。</p>	<p>独自条項を追加するよう定めており、概ねそれが用いられているため、御指摘のような過剰な上乘せ規定は、設けられていないと考えている。</p>
---	---

(3) 「発注関係事務の運用に関する指針」について

意見・質問	回答等
<p>◇数字の推移を重視しすぎないことも大切であると考えているが、落札率の適正水準はどれくらいか。</p> <p>◇経済学的に言えば本来、市場価格が適正水準ということになる。全国平均の数字はあくまで参考で、地域間の差も当然に出てくるものであり、入札契約制度の枠内だけで対応しようとするべきではないと考える。</p> <p>◇予定価格について、適正な設定が求められているが、最低制限価格の設定の考え方は変わらないのか。</p> <p>◇公共工事の品質確保法において、受注者の適正な利潤の確保が規定されたところである。現時点では、予定価格の設定についてのみ、適正な利潤を考慮すべきとされているが、次の段階では、最低制限価格の設定についても影響してくるのではないか。</p> <p>◇「公共工事は入札参加資格要件が厳しく参加しづらい」との建設業者の声も聞いており、要件や価格設定等で柔軟</p>	<p>◇落札率については、入札制度だけではなく、工事規模や発注量等も影響を与えており、更には、建設業者の利益等も加味されて決まってくると考えている。</p> <p>◇京都府の最低制限価格は公契連モデル式を採用している。最低制限価格は予定価格と連動しており、予定価格が上がれば、最低制限価格も上がることとなる。</p> <p>◇京都府では落札価格が最低制限価格に張り付いており、そうでない他の県と比べると、業者の利潤は少ないと考えられる。このような状況の下で、適正な利潤を考える場合は、最低制限価格についても議論する必要があると考えている。</p>

な対応があってもいいのではないかと考えている。

◇落札率は90%台後半が適当と考えている人もいる一方、地方自治法では競争を重視しており、発注者として対応が難しくなっている。

◇歩切りを実施している自治体は、そのことを明らかにしているのか。

◇何故、歩切りが行われるのか。予定価格そのものが高すぎるということか。

◇経営上、適切な価格に満たない価格での受注は続けられないと考えられるので、契約後の変更契約等で補填をされているのか。

◇発注者間の連携体制を構築するための発注者協議会には、地方建設局等の国の機関も参加しているのか。

◇発注者協議会により、どのような効果が出ているのか。

◇多様な入札契約方式について、包括発注や維持管理付工事発注を検討しているのか。

◇受注者との情報共有、協議の迅速化について、どのような手法で協議しているのか。

◇平均落札率だけでなく、不調不落やくじ引き等のデータについても、分析が重要と考えており、今後、発注量が減少した場合どうなるかといったことも含め、引き続き分析・検証を続ける必要があると考えている。

◇都道府県では歩切りはないが、市町村では、発注者同士の会議の場等でその旨を明言されることがある。

◇予算要求時と工事発注時とではタイムラグがあり、発注時の単価で積算すると、確保した予算を超えてしまうといったこともあるのではないかと考えている。

◇今後、落札率等とともに、国において調査されるものと考えている。

◇様々なレベルの協議会があるが、都道府県や市町村会の代表に加え、国の機関やネクスコ（高速道路会社）等が参加しているものがある。

◇京都府では、電子入札システムの共同利用を行うとともに、総合評価入札等の仕組みについて、情報共有を行っており、その結果、一般競争入札や総合評価入札に取り組む市町村が増えてきている。

◇京都府では、下水汚泥の固形燃料化事業について、入札参加者の事業実施時の自由度を大きくした、DBO方式（設計、建設、運営の一括発注）の事例がある。

◇日常の工事監督の中で実施されるものであり、協議は指示書等により、書面で行うべきものとされている。

◇効率的な施工に向け、受発注者間で情報を共有し、契約関係の中できちんとした手続きを進めるためのものと承知している。

◇概ね府の対応状況に問題はないと思われる。今後も、データを収集・分析し、公契約大綱の見直し等、適切に対応されたい。